自主防災組織活動マニュアル

津別町

目次

１．災害時における地域の支えあい 1
１．１　自助・共助・公助とは 1
１．２　自主防災組織の結成 2
１．３　自主防災組織の役割 2
１．４　自主防災組織の構成 2
２．平常時の活動 3
２．１　防災リーダーの確保 3
２．２　防災知識の普及 3
２．３　防災訓練 4
２．４　防災点検の実施 5
２．５　防災用資機材等の整備・点検 5
２．６　自主防災組織における対策 5
３．災害時の活動 6
３．１　地震災害時の主な活動 7
３．２　水害時の主な活動 7
４．避難場所の運営 8
４．１　平常時からの準備 8
４．２　災害発生から避難場所開設・運営・徴収の流れ 9
４．３　初動期（災害発生直後～24 時間程度） 9
４．４　避難場所の運営体制 14
４．５　避難場所一覧 15
様式 19
組織表
避難者名簿
避難者台帳
避難場所運営日誌

１．災害時における地域の支えあい

平成 30 年 9 月 6 日に発生した最大震度 7 を記録した北海道胆振東部地震においては、震源に近い厚真町で大規模な崖崩れが発生し、多数の住宅が巻き込まれ多くの人の命が失われてしまいました。

また、札幌市内では、液状化現象による地盤沈下の発生、北海道全域が停電となったブラックアウトなど、かつて道民が経験したことのない未曾有の災害が発生しています。

北海道胆振東部地震のほか、近年の我が国の災害の発生状況を振り返ってみると、最大震度 6 弱を記録した大阪北部地震（平成 30 年 6 月 18 日）、西日本を中心に記録的な大雨となった平成 30 年 7 月豪雨（死者 221 名）など、大規模な災害が頻繁に発生しています。

このような大規模な災害による被害を軽減するためには、町や国、道等の防災関係機関が講じる対策（公助）のみならず、地域住民一人ひとりの自主的な行動（自助）が重要になるとともに、地域住民同士の助け合い（共助）の取組が非常に重要になります。

１．１　自助・共助・公助とは

【北海道地域防災計画から抜粋】

自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

（１）自助（じじょ）

「自助」は、「防災の基本」と言われていますが、まずは、簡単な防災対策から取り組んでみることが重要となります。

（２）共助（きょうじょ）

「自分達の地域は自分達で守る」ことから、地域住民同士の助け合いが重要となります。

（３）公助（こうじょ）

「共助だけではできそうにないけれど、公助の力を借りたらできる」に期待し、共助力の向上に努めることが必要です。

防災対策の例		
自助	**共助**	**公助**
○非常持出品の用意 ○ハザードマップの確認 ○避難場所の確認 ○防災訓練の参加	○普段の行事に防災を絡める ○避難時の助け合い ○避難支援が必要な方の把握 ○防災訓練の実施	○避難訓練の企画 ○防災資機材の整備 ○避難支援が必要な方の情報提供

１．２　自主防災組織の結成

地域で安心、安全のための防災活動を進める際に重要なことは、地域の結びつき（コミュニティ）の強化であり、「地域を守る」という目的に向かって地域住民による自主防災組織の結成が求められています。

１．３　自主防災組織の役割

自主防災組織は、日頃から、地域の防災点検や防災訓練等、災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限にくい止めるための活動を行います。

また、復旧・復興期には、地域住民同士が力を合わせ、自分達の地域の再生に向けた様々な取り組みを行うことが大切です。

１．４　自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、「自分達の地域は自分達で守る」という目的に向かい、防災活動を効果的に行うことができる規模が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じることができる自治会を中心とした組織が望ましいと考えられます。

自主防災組織の活動を進めていくためには、組織をまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか防災活動に参加する構成員一人ひとりの役割を決め、組織を構成する必要があります。

構成に当たっては、組織の基本的な班編成（例）を次に示しますが、自治会の規模等といった実情を踏まえ、まずは、必要最低限の班編成から徐々に編成を充実させることが必要です。

	本　部	情　報	救出救護	給食給水	避難誘導	消　火
平常時の活動	研修会・防災訓練の実施	危険箇所の把握 避難先の把握 情報収集・伝達訓練	防災資機材の点検 救急講習の受講	給食・給水訓練の実施 給水場所の把握	避難場所の周知 要支援者の把握	家庭内の安全点検の指導 消火栓などの点検
災害時の活動	活動班との連絡 役場、消防署などへの連絡	災害情報の伝達 安否の確認	生き埋め者などの救出 負傷者の応急手当	救援物資の調達配分 炊き出し	避難経路の安全確認 お年寄りなどの避難誘導	出火防止の呼びかけ 初期消火

２．平常時の活動

自主防災組織の平常時の活動は、災害時に効果的な活動ができるよう防災訓練、災害への備えを行うことや地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、防災活動への積極的な参加を促すことが重要です。

２．１　防災リーダーの確保

自主防災組織の活動においては、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす防災リーダーが必要となるため、地域住民による北海道地域防災マスター制度の活用や、町内の北海道地域防災マスターとの連携を図り、自主防災組織内の防災リーダーの確保に努めることが必要です。

【北海道地域防災マスター】

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構え等を身につけた上で認定されます。

２．２　防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限にとどめるためには、地域住民一人ひとりが防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、町と自主防災組織が連携し、地域住民に知識や情報を伝える機会を設け、地域住民一人ひとりに防災知識の向上に努めなければなりません。

防災知識の普及啓発のポイント
１．災害による被害を最小限にとどめるためには、「自分の安全は自分で守る」ことが防災行動の基本であることを理解してもらう。 ２．「大規模な災害のときには公助には期待できない」ことから、地域住民同士の助け合いが重要となることを理解してもらう。 ３．町等の防災に関する講演会や研修会に積極的に参加してもらう。 ４．町から配布される「ハザードマップ」を確認し、地域の災害の危険箇所を把握してもらう。 ５．災害時には、食料や常備薬等の物資が不足することが想定されるため、普段から家庭内で必要なものを準備してもらう。

【北海道防災教育アドバイザー制度】

北海道では、防災に関する様々な分野の専門的な知識を有する方々や被災経験された方を「北海道防災教育アドバイザー」として登録しています。北海道防災教育アドバイザーは、自主防災組織等の要請に応じて、防災知識の普及啓発を行うことができます。

２．３　防災訓練

実際に災害に直面したとき、とっさに適切な行動をとることはできません。万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、日頃から十分な訓練を積んでおくことが必要です。自主防災組織は、定期的に様々な訓練を行い、より多くの地域住民の参加を促すことが必要です。

防災訓練実施に向けた留意事項
１．正しい知識、技術を習得するために、町、防災関係機関や北海道地域防災マスターの指導を受ける。 ２．訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。 ３．複数の自主防災組織と共同して防災訓練を行う。 ４．特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。 ５．高齢者や障がいのある方にも配慮した効果的な訓練内容とする。 ６．町や消防機関等が主催する防災訓練には積極的に参加する。 ７．短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。 ８．固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。 ９．訓練に当たっては、事故防止に努める。 10. 訓練の実施を町に届け出ることとなっている場合は、忘れずに届け出る。 11. 町から無償提供可能な備蓄食料を参加者に配布する。

（１）訓練の内容

訓練	訓練の実施内容
情報収集伝達訓練	防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練
消火訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにするための訓練
救出救護訓練	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった方の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練
図上訓練	町内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を見い出し、それに対処する避難方法等を地域で検討して実践するなど、地域住民の立場に立って図上で行う訓練

（２）避難訓練シナリオ（対象とする災害：洪水）

訓練項目	実施方法
情報伝達 （○時○○分～○時○○分）	・町職員から地域情報連絡員（自主防災組織代表者）に「避難勧告」の伝達 ・地域情報連絡員（自主防災組織代表者）は、自主防災組織情報伝達連絡網（仮称）に基づき、電話又は個別訪問により避難対象住民に避難情報を伝達する。
避難 （○時○○分～○時○○分）	**【避難支援の実施】** ・高齢者、障がいのある方の把握と支援者の選定 ・避難支援を実施し、避難所へ避難 　・避難情報を受け取ってから、避難を開始するまでの時間を把握 　・避難所までの避難時間を把握 **【健常者の避難】** ・避難情報を受け取ってから、避難を開始するまでの時間を把握 ・避難場所までの避難時間を把握 **【避難場所の開設】** ・避難者の受入れ ・避難者の把握 ・町災害本部へ避難状況について報告
意見交換 （○時○○分～○時○○分）	・情報伝達方法について ・避難支援について

２．４　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて被害拡大の原因を一斉に点検する防災点検を行うことが必要です。

２．５　防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材について、町と連携し整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃からの点検に努めることが必要です。

２．６　自主防災組織における対策

（１）地域の実情を把握

災害時において、地域の実情に即した避難対策を実施するため、地域内の世帯情報等の把握に努めることが必要です。

（２）地域の防災活動体制の確保

災害時において迅速かつ的確な避難を実施するためには、地域における地域住民の連携が必要不可欠です。地域住民の協力可能な防災活動の内容等を事前に把握し、地域内の防災活動体制の強化に努めることが必要です。

様式：　　組織表

（３）高齢者や障がいのある方の避難支援の確立

高齢者や障がいのある方の避難支援に当たっては、自主防災組織と町が連携し、「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づく支援体制づくりを推進し、避難支援活動に努めることが必要です。

（４）情報伝達手段の確保

町から避難に関する情報等を受け取った場合、地域住民に円滑かつ迅速に情報を伝達しなければなりません。その情報を「だれが、だれに」伝達するかについて連絡網の作成に努めることが必要です。

３．災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められています。以下は、災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したものですが、自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められています。

３．１　地震災害時の主な活動

災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	・防災知識の普及 ・防災訓練の実施 ・災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後	・自身と家族の安全確保 ・近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
数時間後	・安否や被害についての情報収集、伝達 ・町や消防機関等が行う救出救護活動の支援 ・住民の避難誘導活動 ・避難行動要支援者の避難支援
数日後	・避難所の運営 ・自治体および関係機関の情報伝達 ・他団体等への協力要請 ・物資配分、物資需要の把握 ・炊き出し等の給食・給水活動 ・地域内の環境衛生活動の実施 ・避難中の防犯活動 ・避難行動要支援者への配慮

３．２　水害時の主な活動

災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	・情報収集、伝達 ・土砂災害の前兆現象等に注意し、異常があれば自主避難を地域住民に促す ・地域住民への避難の呼びかけ ・避難行動要支援者の避難支援
発生直後	・自身と家族の安全確保 ・町や消防機関等が行う水防活動の支援 ・安否や被害についての情報収集 ・町や消防機関等が行う救出救護活動の支援 ・避難所運営

４．避難場所の運営

避難場所の運営は、町が中心となって行うのは勿論ですが、我が国の過去の災害の教訓から、町等の自治体のみでの避難場所の運営は困難を伴うことが多く、自主防災組織が関わることで円滑な運営ができることが明らかになっています。

避難者にとって避難場所が、秩序のとれた生活拠点として機能するためには、自主防災組織が中心となった避難場所運営組織を立ち上げ、避難場所の自主運営を行うことが必要です。

４．１　平常時からの準備

（１）具体的な事前想定

いざ避難場所を立ち上げるためには、避難場所の運営等を行うためのマニュアルや様式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておくことが必要です。

また、初動では、避難場所から物資の要請を実施することは現実的には困難な場合が多いため、まずは最低限必要と思われる物資を避難場所に送る体制を構築しておくことが必要です。特に北海道では、冬期の災害時には寒さ対策に関わる物資を初動から十分に供給することが重要です。

（２）避難場所運営体制の確立

避難場所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難場所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難場所を運営する」ことが求められます。

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、町が主導し、避難場所マニュアルの作成を推進するようにします。さらに避難場所運営の模擬体験や、避難場所訓練の機会を通じて、避難者、地域住民、避難場所派遣町職員の役割について確認・周知しておきます。その際、様々な年齢・性別の人々による多様な視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できます。

①避難場所運営の模擬体験

避難場所には、高齢者、障がいのある方、ペットを連れてくる方等、様々な事情を持った避難者がやってきます。また、寒かったり暑かったり、物資を供給したり、ボランティアの申し出があったり、いろいろな出来事が発生します。

これらの事象に対応するため、道は、避難場所運営の教育教材として「避難場所運営ゲーム北海道版（愛称：Do はぐ)」を作成しています。

地域住民による防災組織等は、地域住民や町と連携し平常時から、「Do はぐ」を利用し、避難生活や避難場所運営を自分事として捉え、地域の防災対策や避難場所運営に当たっての課題を見つけることが重要です。

４．２　災害発生から避難場所開設・運営・徴収の流れ

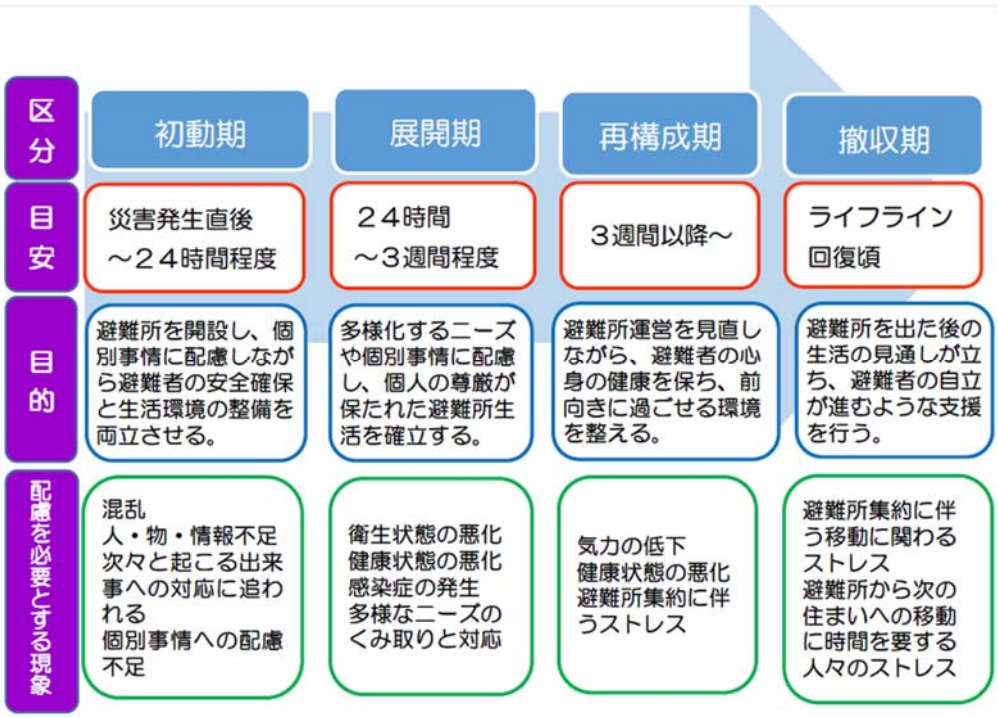

出典：北海道「北海道版避難所マニュアル（基本手順）（平成 28 年 7 月）」

４．３　初動期（災害発生直後～24 時間程度）

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難場所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難場所運営に向けた準備を行います。

本項では、災害発生直後～発災後 24 時間後までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

（１）開設の判断基準

避難場所開設の要否は、原則として町長が判断し、町職員が施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、町職員や施設管理者が避難場所への到着に時間を要し、計画どおりに避難場所が開設できないことも予想されるため、様々なケースを考えておくことが重要です。

避難場所の開設例	
時期	**開設する者**
災害発生のおそれがあるとき	町は災害が発生したときに安全が確保できる避難場所を選定し、町職員を避難場所に派遣して開設します。
平日・日中（町職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき	町は施設管理者等に応急的に避難場所開設を要請するとともに、直ちに町職員を避難場所に派遣します。

避難場所の開設例	
時期	**開設する者**
早朝・夜間・休日（町職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき	・町は町職員を避難場所に派遣し、施設管理者と協議して開設します。 ・施設管理者又は地域住民による防災組織等が、応急的に開設することができます。

（２）初動期の運営の流れ

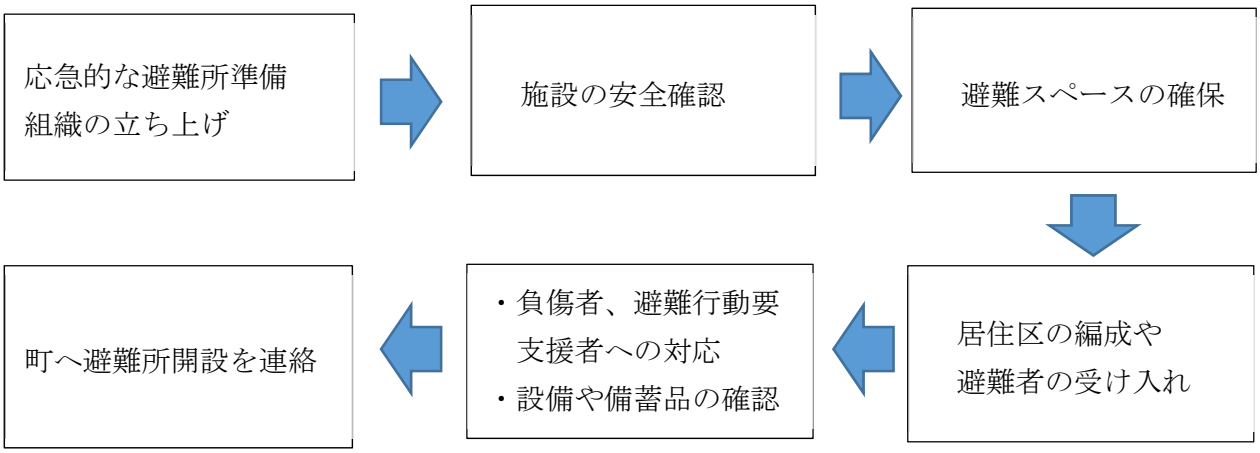

（３）避難場所の解錠・閉門

町職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自治会長が管理している鍵で開錠・開門し、避難場所に集まった方々を中心に、開設準備を行います。

（４）応急的な組織の立ち上げ

円滑な避難場所の運営に当たっては、地域住民による防災組織等を中心に行います。

（５）避難場所内の部屋割り

避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるような言葉や表示方法に工夫が必要です。

部屋割りの例	
居住スペース	屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。
避難所運営に必要な場所	避難場所運営に必要な場所（作業スペース）は居住空間と別に用意します。
立入禁止のスペース	学校の理科室等危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室等情報管理等の観点から問題のある部屋等は、立入を禁止します。

部屋割りの例	
採暖室	暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用する等採暖のできる部屋が必要な場合もあります。
授乳室や更衣室	学校の体育館や教室等様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張り等により安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。
患者室（隔離室）	風邪やインフルエンザ等の感染症の蔓延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。
相談所	個人のプライバシーが守られ、避難場所内のこと等を運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。
ゴミ集積場	臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。
支援物資の受入スペース	トラック等の車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。 要冷蔵の食材の貯蔵等には、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。
ペット滞在スペース	避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いやアレルギー等の問題があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

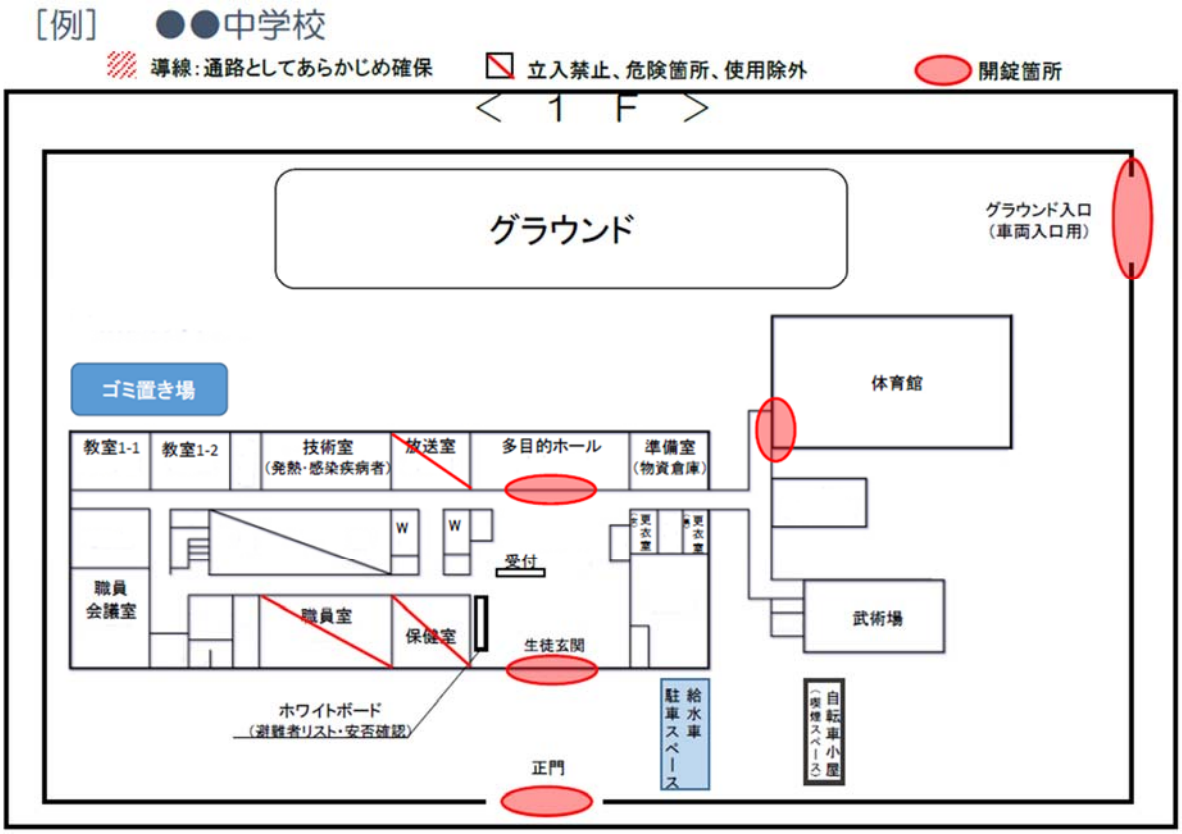

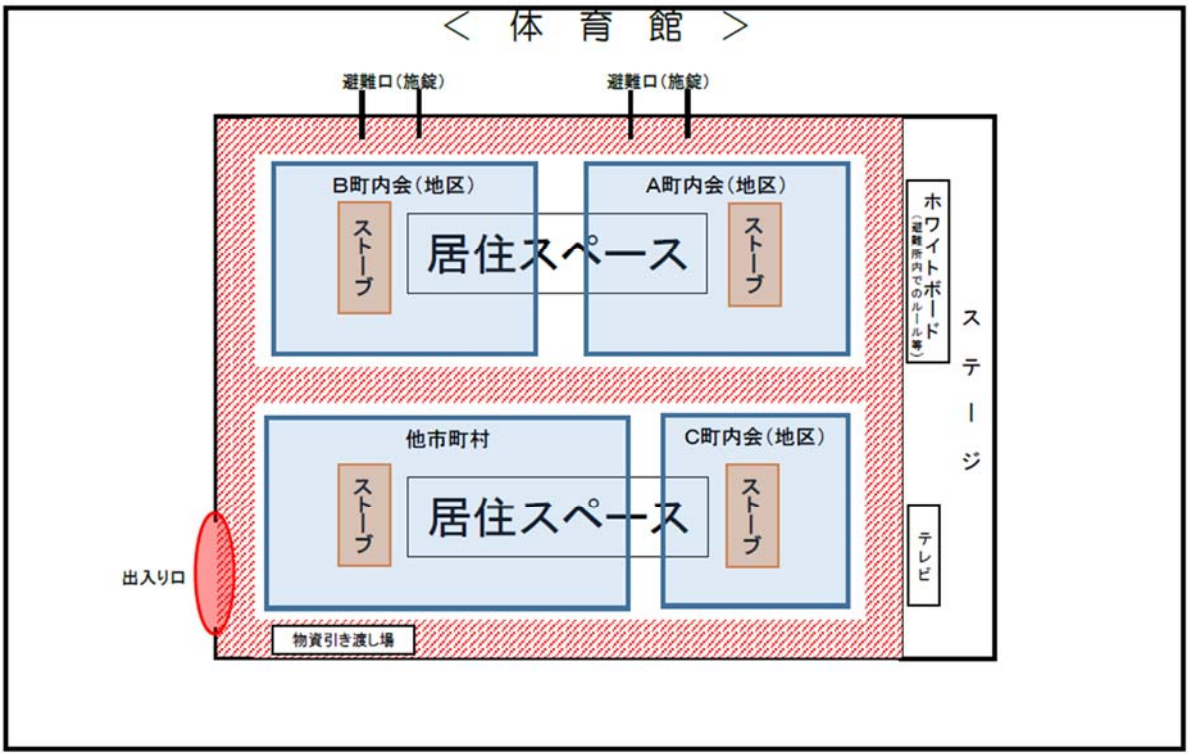

出典：北海道「北海道版避難所マニュアル（基本手順）（平成 28 年 7 月）」

（６）避難者の受入れ

避難者の受入れに当たっては、受付を設置して世帯別の避難者名簿に記入してもらい、避難者台帳を作成します。避難場所での各種サービスは、避難者数を基礎とするため、避難者に協力を求め、必ず名簿に記入してもらいます。

居住空間への避難者の誘導に当たっては、施設の広いスペースから避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者等は、優先して空調施設等のある部屋へ家族単位で収容します。なお、冬期間は、避難場所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があります。

避難場所の敷地における車内避難を許可するかどうかについては、エコノミークラス症候群や、季節によっては低体温症等の危険性があることを十分検討して判断することが必要です。

また、犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、所定のペット飼育場所を伝えます。

様式：　避難者名簿

様式：　避難者台帳

（７）負傷者・要配慮者への対応

避難者に負傷者がいる場合には、その負傷状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者については、町災害対策本部に連絡します。避難場所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。

要配慮者について、福祉避難所で対応する必要がある場合は、町災害対策本部に連絡します。要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）のニーズを把握し、町災害対策本部に確保を要請します。

（８）設備・備蓄品の確認

避難場所運営に必要な設備（水道・ガス・電気・電話等のライフライン、テレビ・ラジオ等の情報収集機能、施設内放送、トイレ・シャワー等）を確認し、さらに、備蓄品（食料・物資）を確認します。備蓄品の配布に備え、避難者名簿から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、町災害対策本部に要請を行う準備をします。

（９）町災害対策本部への連絡

避難場所の状況について、町災害対策本部に連絡します。町災害対策本部への連絡は、原則として町職員が行います。町職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難者の代表者が行います。

この連絡により、避難場所が町災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難場所からの連絡は、町災害対策本部の貴重な情報となるため、可能な限り周辺の状況も連絡します。

（10）避難場所の撤収・閉鎖

避難場所の閉鎖が決定した場合は、まず避難場所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、町災害対策本部へ連絡し、避難場所内の片付けや清

掃を避難者の協力を得て行います。

４．４　避難場所の運営体制

避難場所の運営に当たっては、避難所運営委員会を設置した上で、運営責任者を配置し、また、担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難場所運営に貢献できる体制を整えます。

班　　名	役　　割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難場所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

様式：　避難場所運営日誌

４．５　避難場所一覧

（１）１次避難所（指定緊急避難場所）

○は適所、×は不適所

自治会名	避難場所	所在地	災害別区分				
			洪水	土砂災害等	地震	大規模な火事	火山現象
幸町、本町、西町、東町、新町、旭町第１、旭町第２、旭町第３、柏町、高台町、達美町、緑町第１、緑町第２、緑町第３、共和第２、共和第３、共和第４、豊永第２、豊永第３、豊永第４	津別小学校グラウンド	幸町68－１	○	○	○	○	○
	津別中学校グラウンド	豊永９－３	○	○	○	○	○
	津別高校グラウンド	共和32－２	○	○	○	○	○
	中央公民館駐車場及び前庭	豊永６－１他	○	○	○	○	○
	達美野球場	達美212－１	○	○	○	○	○
	津別神社境内	西２条31	○	○	○	○	○
	旧津別保育所広場	新町１－３	○	○	○	○	○
	豊美寿の家広場	豊永20－１	×	○	○	○	○
	高栄団地集会所広場	高台42	×	×	○	○	○
活汲中央	旧活汲小学校グラウンド	活汲258	○	○	○	○	○
本岐市外	旧本岐小学校グラウンド	本岐105	×	○	○	○	○
	本岐地区多目的公園	本岐209－１他	×	×	○	○	○
相生市街	相生公民館広場	相生74－９	○	○	○	○	○
	旧相生小学校グラウンド	相生176	×	○	○	○	○
	相生総合交流ターミナル施設前	相生83－１	○	○	○	○	○
東岡、活汲第１、活汲第３、岩富、東達美、西達美、下最上、上最上、高台第１、高台第２、豊永第１、下美都、上美都、上里、共和第１、恩根第１、恩根中央、双葉、沼沢、本岐第２、木樋、二又、大昭、市川、相生第２	自宅周辺等の安全な場所						

（２）２次避難所・拠点避難所（指定避難所）

○は適所、×は不適所

自治会名	２次避難所	所在地	２次避難所の災害別区分				拠点避難所（指定避難所）
			洪水	土砂災害等	地震	火山現象	
幸町、西町、東町、新町、東達美、達美、下最上、上最上	津別小学校	幸町69－１	○	○	○	○	津別小学校
本町	地域振興センター	本町83－１	○	○	×	○	津別小学校
旭町第１、旭町第２、旭町第３	中央公民館	豊永５－１	○	○	×	○	
柏町、達美町	農業者トレーニングセンター	豊永６－１	○	○	○	○	農業者トレーニングセンター
高台町	高栄団地集会所	高台42	×	×	×	○	
緑町第１	町民会館	幸町65－１	○	○	×	○	津別中学校
緑町第２、緑町第３	西町寿の家	緑町10－１	○	○	×	○	
共和第２、共和第３、共和第４	津別高校	共和32－２他	○	○	○	○	津別高校
豊永第１、豊永第２、豊永第４、高台第１、高台第２、下美都、上美都	津別中学校	豊永６－２	○	○	○	○	津別中学校
豊永第３	豊美寿の家	豊永20－１	×	○	×	○	
東岡、活汲中央、活汲第１、活汲第３、岩富	活汲地域農業研修センター 旧活汲小学校	活汲265－１ 活汲258	○	○	×	○	旧活汲小学校
西達美	西達美農作業管理休養施設	最上46－15	×	×	×	○	津別中学校
上里	上里農作業管理休養施設	上里156	○	○	×	○	
共和第１	共和地区集会施設	共和17－６	×	○	×	○	津別高校
恩根第１	恩根第１農作業管理休養施設	恩根152－１	○	×	×	○	
恩根中央	恩根寿の家	恩根162－１	×	○	×	○	
双葉	双葉地区集落センター	双葉51－１	×	○	×	○	本岐体育館
沼沢、木樋、二又、本岐市街、本岐第２	本岐体育館	本岐105	×	○	○	○	
大昭	大昭公民館	大昭125	×	○	×	○	
布川	布川会館	布川89－１	×	○	×	○	本岐体育館 津別高校
相生中央、相生第２	旧相生小学校	相生176	○	○	○	○	

（３）福祉避難所

福祉避難所名	所在地	電話番号
津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」	共和	0152-76-3205 0152-76-3501（FAX）
津別町デイサービスセンター	共和	0152-76-1300
ケアハウスつべつ	達美	0152-75-5355 0152-76-1323（FAX）
認定こども園　こどもの杜	新町	0152-77-3231 0152-77-3277（FAX）

（４）避難施設及び避難場所

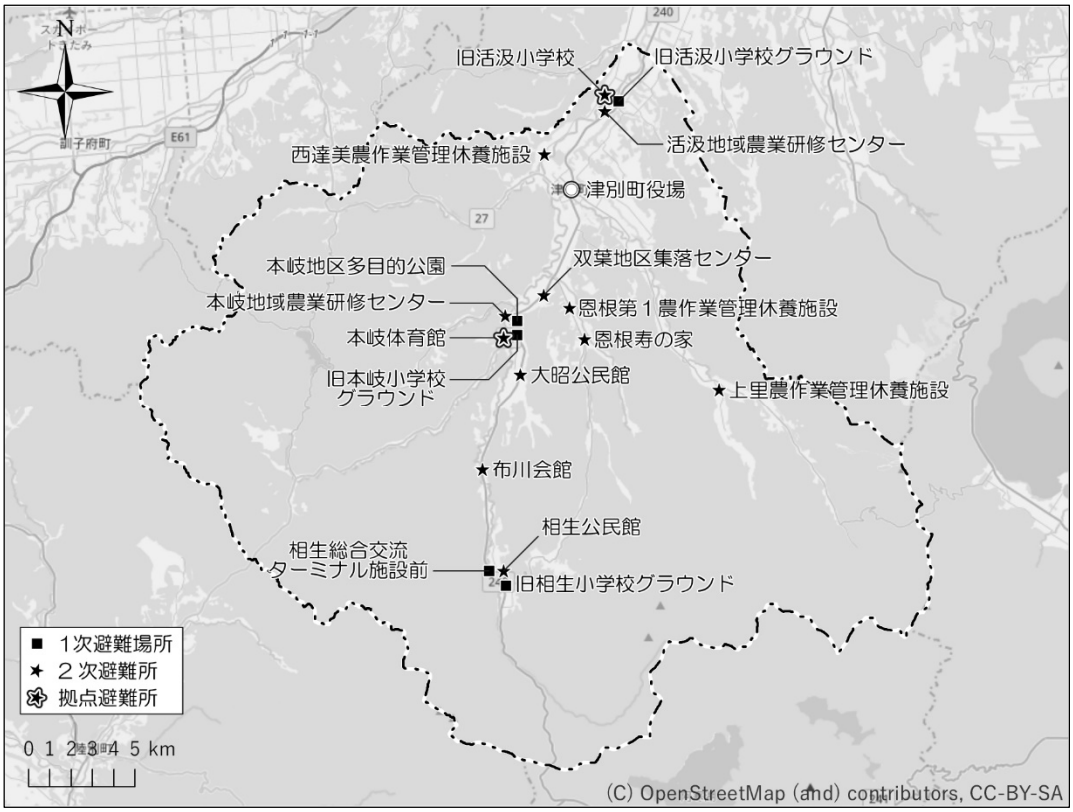

様式

組織表

※プライバシーの保護に配慮して、公区長が責任をもって保管する。

年度		作成日	年　　月　　日
組織の名称			
組織の本拠地			
組織の電話番号		組織のFAX	
組織のメール			

役員	役職	会長	副会長	副会長	副会長
	氏名				
	年齢				
	就任日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	住所				
	電話番号				
	FAX番号				
	メール				
班	役職	班長	副班長	班員	班員
	氏名				
	年齢				
	就任日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	住所				
	電話番号				
	FAX番号				
	メール				
班	役職	班長	副班長	班員	班員
	氏名				
	年齢				
	就任日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	住所				
	電話番号				
	FAX番号				
	メール				
班	役職	班長	副班長	班員	班員
	氏名				
	年齢				
	就任日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	住所				
	電話番号				
	FAX番号				
	メール				
班	役職	班長	副班長	班員	班員
	氏名				
	年齢				
	就任日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	住所				
	電話番号				
	FAX番号				
	メール				
班	役職	班長	副班長	班員	班員
	氏名				
	年齢				
	就任日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	住所				
	電話番号				
	FAX番号				
	メール				

避　難　者　名　簿

避難所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入所時記入

ふりがな 世帯代表者氏名					住　所	
入所年月日	平成　　年　　月　　日					
家族	ふりがな 氏　　名	年齢	性別	職業等	電　話	
					所属町内会名	
					家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 浸水 断水 ・ 停電 ・ 電話不通
					親戚などの連絡先	氏名
						住所
						TEL
					支援区分	□ 避難所への入所を希望 □ 在宅のまま食料配給などのサービスを希望

ご家族に、特別な配慮が必要な場合などの注意点があれば記入してください。

外部から安否の問合せがあったときに、住所・氏名を回答しても良いですか？

はい　・　いいえ

※今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入

退所年月日	平成　　年　　月　　日　　時　　分
転出先 住所・電話番号	
備　　考	

※避難所運営委員会記載欄

全体名簿への記入確認	備考

避　難　者　台　帳

避難所：

番号	（ふりがな） 名　　前	住　　所	電話	年齢	性別	町内会名	備　　考

避　難　所　運　営　日　誌

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者名	
作成日時	月　　日（　　）　　時　　分

		現在の状況（Ａ）	前回の状況（Ｂ）	増減（Ａ－Ｂ）
世帯数（合計）		世帯	世帯	世帯
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅避難者	世帯	世帯	世帯
人数（合計）		人	人	人
内訳	避難者	人	人	人
	在宅避難者	人	人	人
地域の状況		付近の道路	通行可　・　通行不可	
		ライフライン途絶	あり　・　なし ↓ ライフラインの種類 （　　）	
避難所運営委員会 代表者名・連絡先				

連絡事項等